

勝浦町建設業者等指名停止措置要綱

令和2年6月30日

勝浦町告示53号

(趣旨)

第1条 この告示は、勝浦町が発注する建設工事の請負契約の円滑かつ適正な履行を確保するため、当該入札参加資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）の指名停止措置に関して、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 町長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 町長が指名停止を行ったときは、工事の請負契約のための指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 町長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件のうち2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の第1号に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とし、第2号に該当する場合は別途定める。

(1) 別表第1号から第5号又は第9号から第10号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することと

なったとき。

(2) 別表第6号から第8号までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第6号から第8号までの措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 町長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36月を越える場合は36月）まで延長することができる。

5 町長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第7号又は第8号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 別表第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより指名停止を行う場合において、当該有資格業者が他の事案により指名停止中であるときは、その指名停止期間は別表に定める別表第6号から第8号に係る期間に、既に措置されている指名停止の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止の期間は3年（同一の別表各号に該当する事案の場合は当該措置から3年）を超えないものとする。

7 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名停止の通知）

第5条 指名停止の措置及び措置内容の変更を決定した町長は、直ちに様式第1号、様式第2号、又は様式第3号により有資格業者に通知するとともに、様式第4号又は様式第5号により各課等の長（勝浦町財務規則（昭和42年規則第1号）第2条第1項第4号の各課等の長をいう。）に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害の応急工事その他やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

（下請等の禁止）

第7条 町長は、指名停止の期間中の有資格業者が町発注工事の全部若しくは一部を下請し若しくは受託し、又は当該工事の完成保証人となることを承認してはならない。

（措置の決定及び効力）

第8条 町長は指名停止を行う場合及び措置内容の変更を行う場合には、指名審査委員会の審査に諮らなければならない。

(測量、建設コンサルタント等の契約に係る有資格業者への準用)

第9条 第2条から前条までの規定は、測量、建設コンサルタント業務等の有資格業者の指名停止に準用することとする。

(工事以外の業務の契約に係る有資格業者への準用)

第10条 第1条から第8条の規定は、工事以外の業務の有資格業者の指名停止に準用することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。
(建設業者等指名停止等措置要綱の廃止)
- 2 建設業者等指名停止等措置要綱(平成10年1月26日施行)は廃止する。
(経過措置)
- 3 廃止前の建設業者等指名停止等措置要綱により行った指名停止、指名回避は、この告示の相当規定により行ったものとみなす。

附 則(令和8年6月1日告示第60号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>1 (虚偽記載)</p> <p>町工事の契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加確認資料、その他の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 (粗雑工事)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められるとき。(注1)</p> <p>(1) 故意による粗雑工事(注2)</p> <p>ア 町工事 イ 県内における工事で町工事以外のもの(以下「一般工事」という。)(注3)</p> <p>(2) 過失による粗雑工事</p> <p>ア 町工事 イ 一般工事</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上24月以内 2月以上6月以内</p> <p>3月以上12月以内 1月以上3月以内</p>
<p>3 (町工事に係る契約違反等)</p> <p>第2号に掲げる場合のほか、次の事項に該当するとき。</p> <p>(1) 町工事の契約の締結又は履行に当たり、契約若しくは建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) 町が発注する建設工事において、受注者が社会保険等未加入建設業者を下請人(直接下請契約を締結するものに限る)とし、契約に基づく違約金の適用を受けることとなったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>1月以上4月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(1) 町工事(軽微な損害を除く。)</p> <p>(2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上6月以内 1月以上6月以内</p>
<p>5 (工事関係者事故)</p> <p>次に掲げる工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>(1) 町工事</p> <p>(2) 一般工事(重大事故であると認められるとき。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上4月以内 1月以上3月以内</p>

<p>6 (贈賄)</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 町職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 町内の町以外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(3) 町外の公共機関の職員に対する贈賄</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>12月</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>8月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>2月以上6月以内</p>
<p>7 (独占禁止法違反行為)</p> <p>次に掲げる事項に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 町工事</p> <p>(2) 町内における業務（町工事に関する場合を除く。）</p> <p>(3) 町外における業務</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>6月以上36月以内</p>
<p>8 (競売入札妨害又は談合)</p> <p>有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、次の(1)の契約に関し、又は(2)若しくは(3)において、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 町工事</p> <p>(2) 町内の他の発注機関の工事</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上36月以内</p> <p>12月以上36月以内</p>

(3) 町外	6 月以上 36 月以内
9 (建設業法違反) 町工事以外の工事の施工に当たり、建設業法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 月以上 6 月以内
10 (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。(注4) (2) 役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (3) 町が発注する工事等で、未公表の入札情報を入手するため、職員に働きかけを行ったとき。	当該認定をした日から 2 月以上 12 月以内

(注1) 工事現場だけでなく、資機材、残土などの運搬中、土捨場、資材置き場等における事故などを含める。

(注2) 工事の目的物に瑕疵がある状態。

(注3) 町が発注した以外の工事、公共工事、民間工事を問わない。

(注4) 「指名業者として指名されたにもかかわらず、正当な理由なくして入札に参加しなかった者(入札書または辞退届の未提出)」はこれに該当しない。